

溶接検査溶接士(火力)の工場間移動による溶接士評価の活用について

民間製品認証規格による溶接管理プロセス認証を保有している溶接施工工場どおしで移動する溶接士については、下記に挙げる必要な評価を行う事で双方の工場間を移動することができます。

この工場間移動(転入、転出)の活用により、次のようなメリットが考えられます。

○ケース想定

本工場間移動を活用する為には、移動する溶接士を評価する為の要領書を双方で策定する必要があります。

	移動元	移動先	A社/B社メリット
ケースⅠ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 岬工業 溶接施工工場 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> A社 溶接施工工場 </div>	・溶接士の保有数を抑えることができる。 ・溶接士資格取得、維持費用の低減 ・溶接対応力向上
ケースⅡ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> B社 溶接施工工場 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 岬工業 溶接施工工場 </div>	・溶接士稼働率向上、資格維持可能

* 電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)抜粋(P118)

5.4 溶接施工工場間移動による溶接士評価

溶接施工工場間移動により溶接士の技能を評価する場合は、以下の通りとする。

(1) 溶接士の技能認定の継続

- a. 移動後の溶接施工工場は、移動前の溶接施工工場において溶接士技能に係る技術基準解釈への適合性確認のエビデンスとなる書類の内容が適切であることを評価し、移動後の溶接施工工場の品質管理の下で溶接作業を行うために必要な教育・訓練を行う事で、溶接士の該当技能を継続できる。

評価方法	判断基準(技術基準解釈条項)
①移動前の溶接施工工場における溶接士技能の承認書 又は認証書により下記項目を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・溶接施工工場の名称及び所在地 ・溶接士技能の確認事項(技術基準解釈別表第13) 又は試験の種類(溶接方法の区分) ・発行機関名、発行番号及び発行日 ・有効期間 ・氏名、生年月日及び写真 	第112条 (技能の認定)